

第16回官業民営化等WG資料要求への回答

【国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青年の家、国立少年自然の家】

民間の作成するプログラムと国の作成するプログラムとの比較で、教育的な付加価値の有無やその内容の優位性について、比較したデータがあれば、データの有無も示されたい。

1. 国立青少年教育施設においては、プログラムの実施に際して指導等を行う専門職員の約9割は、学校教員経験者や社会教育主事経験者である。

他方、「野外教育における民間のプログラムの実態調査報告書（平成11年3月/野外教育プログラム研究会）」によれば、民間団体（同調査においてアンケートが回収された62団体）においては、スタッフになるための条件として決まった資格を採用の条件としている団体はなく、さらに、教員免許を有する者（必ずしも学校教員経験者というわけではない。）がスタッフとなっている団体数は7件（約11%）しかなかった。

2. 国で行われるプログラムは、不登校等の少年を対象とした事業やボランティアに係る事業等、国として推進すべき施策を直接反映したものとなっている。他方、民間で行われているプログラムの多くは、採算性の観点から、ハイキング等の自然観察活動、キャンプやカヌー等アウトドア活動、うどん・そば作り等工芸活動など、集客しやすいものに偏りがちな傾向がある。

また、国の事業は、開発したプログラムを公立の施設等へ普及させるという観点からのプログラムの事後検証や事業展開後の参加者の追跡意識調査も行われているが、民間の事業においては、公立施設等への普及を図る取組みは必ずしも意識されて行われていないものではない。

3. また、民間では国立青少年教育施設のように、十分な宿泊規模を有し、自然体験活動や交流体験活動等の実施に適した立地や施設・設備を有する研修宿泊施設はない。

国立青少年教育施設（３施設）の業務をなぜ、独法の職員が行わなければならないかの理由について、端的に回答いただきたい。その際、具体的な根拠、データ等を必ず示された上で回答願いたい。

【国立オリンピック記念青少年総合センター】

- 1．国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育の唯一のナショナルセンターとして、警察や福祉関係機関など青少年の健全育成に関わる国の他の機関の知見も得つつ、我が国の青少年教育行政全体の動向を踏まえて、青少年教育に係る全国的な研究協議会の実施、青少年の国際交流活動の実施、青少年団体や青少年教育関係機関等との連携・協力、「子どもゆめ基金」による青少年団体への助成、等、行政的な観点から、国の青少年教育に関する施策を総合的に推進しているものである。
- 2．これらの業務は、公共上の見地から確実に実施される必要のあるものであり、また、これらの業務を行う民間団体はなく、さらに、国策との整合性を確実に担保する必要があることから、独立行政法人の職員が実施する必要がある。

【国立少年自然の家・国立青年の家】

- 1．非行、不登校、引きこもりなど、青少年の社会的自立の遅れや社会的不適応が深刻な問題となっている。このような中、青少年について、課題解決能力や豊かな人間性や社会の構成員としての規範意識などを育むため、青少年に対し、自然体験や交流・社会体験など様々な質の高い体験活動を安定的・意図的・計画的に提供することが求められている。

このような体験活動の推進は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針（平成１６年）、青少年育成施策大綱（平成１５年（青少年育成推進本部））、次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画策定指針（平成１５年）、環境の保全の意欲増進及び環境教育の推進に関する法律（平成１５年）、教育改革国民会議報告（平成１２年（教育改革国民会議））等においても規定されているとおり、国策として実施することとしているものである。

国立少年自然の家及び国立青年の家が行っている、先導的・モデル的教育プログラム

の開発や受入れ事業の実施等を通じた同プログラムの普及等の業務は、青少年への体験活動の安定的・意図的・計画的な提供という、公共上の見地から確実に実施される必要のある機能を担っているものである。

【参考】体験活動を国策として推進することを示した方針の例

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（平成16年）」

- ・寄宿学校など寄宿を伴った教育活動を行う学校や宿泊を伴った共同生活を通じた体験学習等を推進する。

2. 他方、体験活動の機会の提供を行っている民間団体もあるが、これら民間団体に国立少年自然の家及び国立青年の家が行っている業務を行わせた場合、次のとおり、現状よりも効果的に実施されないと考える。

(1) 国立青少年教育施設と地方公共団体との間では定期的に職員の人事交流が行われ、地方公共団体職員や教員の専門性の向上と国立青少年教育施設の成果の都道府県への普及等が行われている。特に、国立青少年教育施設において体験学習の専門的知見を培った教員が、学校に戻って幅広い体験学習の実践を行っている。仮に、民間団体が国立青少年教育施設における業務を行うこととした場合、民間団体と地方公共団体との間では定期的な人事交流は行いにくいことから、このような成果の普及が円滑に行われなくなる。

(2) 国立青少年教育施設においては、青少年に対して、多様な体験活動を実施するほか、広場での朝・夕のつどい、宿泊室の床上げ、清掃等を実施させ、青少年にきまりの遵守や集団生活を学ばせるなど、生活全般にわたる指導を行っている。さらに、団体の受入れに当たっては、引率指導者に対する事前指導を原則として行うなど、きめ細かい指導・助言を行うとともに、青少年教育指導者や青少年団体等からの体験活動実施に係る様々な相談に応じている。国立青少年教育施設においては、プログラムの実施に際して指導等を行う専門職員の約9割は、学校教員経験者や社会教育主事経験者であり、これらの専門職員が、その経験を活かして、きめ細かい指導を行っている。他方、民間団体については、先に述べたとおり、学校教員経験者や社会教育主事経験者が少ない。

(3) 教育のノウハウの蓄積・普及の点からも、

民間団体が不採算のため事業を取りやめ、当該事業の実施を新たな団体に実施させることとした場合、これまで蓄積されてきたノウハウが活かされない。

民間団体による事業実施の結果、有益なノウハウが得られても、他の民間団体としての優位性を確保する観点から、当該民間団体が成果の全てを広く公開するとは限ら

れない。

(4) さらに、民間団体は、その性質上、収益を最優先せざるを得なく、その場合、国策として安定的・意図的・計画的な実施が不可欠な事業であっても、不採算であることを理由に、民間団体が安易にその実施を取りやめることも想定される。

民間団体を実施する教育プログラムは、青少年の課題に対応するという教育内容自体よりも、集客しやすいものに偏りがちになることも予想される。

3. 以上から、国立少年自然の家及び国立青年の家が実施している業務は、公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであるが、民間の主体に委ねた場合には必ずしも効果的に実施されないおそれがあるものであり、また、国策との整合性を確実に担保する必要があることから、独立行政法人の職員が実施する必要がある。